

岩手県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年11月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
前田整形外科内科医院	久慈市本町三丁目7番地	令和5年6月3日
くじ整形外科・内科クリニック	久慈市二十八日町一丁目4番地	令和5年9月1日
胃腸クリニック	奥州市水沢字谷地明円53番地1	〃
けい福薬局久慈店	久慈市中央一丁目10番地	令和5年9月21日